

横浜市総合保健医療センター指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成17年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市総合保健医療センター条例（以下「条例」という。）第6条に定める横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）の指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を公正かつ適正に実施するための必要な手続等について定める。

(募集)

第2条 衛生局長（以下「局長」という。）は、指定管理者を公募する場合には、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 指定手続きに係る事項
- (2) 指定期間に係る事項
- (3) センター概要に係る事項
- (4) 応募の資格
- (5) 業務の範囲に係る事項
- (6) 管理の基準に係る事項
- (7) 協定及び評価等に係る事項
- (8) その他必要な事項

(指定基準及び選定方法)

第3条 局長は、横浜市総合保健医療センター条例施行規則第7条に規定する指定申請書を提出したもののうちから、次に掲げる指定基準に照らし、センターの管理を行うに最も適当と認めるものを指定管理者にしようとするものとして選定する。

- (1) 横浜市の保健・医療・福祉施策及び要援護者の在宅支援に関する施策の方針を理解し、センターの設置理念に基づく運営が図られること。
 - (2) 社会の変化や市民ニーズに的確に対応でき、利用者満足度の向上が図られること。
 - (3) 指定期間中安定した管理運営を行う能力を有していると認められること。
- 2 局長は、前項の選定にあたっては、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の意見を聴くものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(選定結果の通知)

第4条 局長は、第3条の規定による選定を行った場合は、速やかにその結果を申請者に通知しなければならない。

(協定の締結)

第5条 指定管理者の指定を受けたものは、局長とセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 条例第6条第2項で規定する事業計画書に記載された事項
- (3) 本市が負担する管理費用に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 指定管理者が作成する書類に関する事項
- (6) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (7) 個人情報保護に関する事項
- (8) 事業評価及び事業報告に関する事項
- (9) 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- (10) 協定内容の変更に関する事項
- (11) 損害賠償に関する事項
- (12) その他必要な事項

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。